

平成27年度福島県農業振興審議会議事録

1 日 時 平成27年12月1日（金）10：00～12：10

2 場 所 杉妻会館4階「牡丹」

3 出席者 別紙名簿のとおり

4 議 事

(1) 福島県農林水産業振興計画の進行管理について

(2) その他

[報告事項] 農業・農村の動向等に関する年次報告について

5 審議経過

司 会 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
本審議会は県民の皆様にご公開することとなっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、定刻となりましたので、これより平成27年度福島県農業振興審議会を開催いたします。

司 会 はじめに、福島県農林水産部長から御挨拶を申し上げます。

農林水産部長 おはようございます。農林水産部長の小野です。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様には、師走のお忙しいところ朝早くからお集まりいただき、ありがとうございます。また、日頃から本県の農業・農村の振興・再生に御尽力をいただいておりますことに改めて御礼申し上げます。

東日本大震災そして原子力災害から4年8カ月が経過しようとしています。いまだ避難指示により営農の休止を余儀なくされている地域がございます。また、県産農産物に対する風評も根強く残っている状況でございます。我々、県といたしましては、本県の基幹産業である農業が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、しっかり対応していかなければならないと考えているところです。

御承知のように、浪江町、川内村、楡葉町におきましては、リンドウなどの花きによる出荷再開が進んでおります。また、浜通りから避難されている5名の酪農家の皆様も、秋口に福島市において東北最大級の復興牧場を再開されたところです。しっかり明るいニュースも聞こえてきているところです。

また、新聞等でも御承知かと思いますが、EUが本県産も含めて、日本産の農林水産物に対しての輸入規制を、一部ではございますが、緩和いたしました。このニュースも非常に我々にとっては明るい光明でございます。EUでこういう動きが広まってくれたということは、他の地域、特に本県の農産物の輸出仕向け地である東南アジア等に一刻も早くこういった流れが波及してくれることを願っているところです。

このような新たな復興のステージへ向けた流れを持続し、福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」に掲げる、豊かで魅力ある農林水産業・農山漁村を若い世代にしっかりと引き継いでいくために、当計画の9つの重点戦略を中心にいたしまして、避難地域等における農業者等の意向を踏まえた支援、あるいは米の全量全袋検査をはじめとする極め細かな検査と、その結果の情報発信、また、トップセールスやT O K I Oを起用したCM等による風評対策、意欲ある担い手の育成・確保、先端技術の導入を通じた生産性の向上など、復興・再生に全力で取り組んでまいりたい決意です。

本日は、福島県農林水産業振興計画の進行管理について、復興・再生の状況や取組を御説明申し上げます。委員の皆様には忌憚のない御意見、御助言をいただきますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

司 会 次、千葉会長に御挨拶をお願いしたいと思います。

会 長 皆さん、おはようございます。会長の千葉でございます。開催にあたりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

(千葉委員)

委員の皆様には、12月、もう師走ということで大変御多忙のことかと思いますが、御出席いただきありがとうございました。本日は有意義な審議をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

震災から4年8カ月ということで、新たなステージを迎えつつあるのかなと思っております。今、小野部長にもお話しいただきましたけれども、EUによる規制緩和ということが非常に明るい光明を感じさせるものがあるのではないかと考えています。着実に復興は進んでいるというように考えておりますが、しかし同時に、風評被害をはじめとして大きな課題がまだ私たちの前に立ちふさがっていると思っております。それを乗り越えるためにも、あらゆる分野で様々な努力が必要になってくると思っております。

本日は、審議会からの答申に基づき策定されました福島県農林水産業振興計画について、現在の進行管理の状況をお聞きいたしまして、本県農業・農村の復興・再生、これを加速化させるために必要な施策の展開等について、皆様方から様々な御意見をいただき、意見交換をしたいと

考えております。活発に御議論いただきますようどうぞよろしくお願
いいたします。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願
いしたいと思います。

司 会

ありがとうございました。

次に、お手元の資料1、委員名簿を御覧ください。

第2号委員の宗像実委員、高林きくみ委員につきましては、前任の但
野忠義委員、大川原けい子委員の所属団体での退任等に伴いまして新た
に就任いただいております。なお、宗像委員、高林委員の任期につつま
しては、福島県農業振興審議会規則第4条の規定によりまして前任者の
在任期間となります。

次に、本日の県側出席者ですが、時間の都合もございまして、出席者
名簿をもって紹介にかえさせていただければと思います。

それでは、早速、議事に移らせていただきます。進行につきましては、
福島県農業振興審議会規則に基づき千葉会長に議長をお願いいたしま
す。

議 長
(千葉会長)

それでは、始めたいと思います。議事に入る前に、本日の委員の出席
状況について御報告申し上げたいと思います。委員18名のうち、代理出
席を含めて過半数を超える15名の委員の皆様の御出席をいただいており
ます。本日の審議会は有効に成立しております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。私から指名という
ことでよろしいでしょうか。

委 員

意義なし。

議 長

ありがとうございます。

それでは、小森貞治委員並びに中村啓子委員に議事録の署名をお願い
したいと思います。よろしくお願いたします。

では、議事に入りたいと思います。議事の1、福島県農林水産業振興
計画の進行管理について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

農林企画課長

農林企画課長の天野と申します。よろしくお願いたします。

まず、進行管理に入ります前に、簡単に県内の概況を御説明させてい
ただきます。

資料4-2の4ページをお開きください。26年度の県内の状況を示し
ております。まず、農家数といたしましては、販売農家57,000戸、主業
農家9,400戸、前年よりも減少傾向にあります。表を見ていただいたと
おり、震災の影響は色濃く残っており、震災以降、大幅な農家数の減少

となっております。

その下の表を見ていただきますと認定農業者数の推移を示しております。経営所得安定対策のナラシ対策への加入要件ということもありますが、平成26年度、初めて7,000人を超えて、7,196名になったところです。

5ページ目の一番上の表を見ていただきますと、農業就業人口が上から3段目のところにあります。86,500人で、これも農家数と同様に減少傾向にあり、震災後、特に減っております。一番下に平均年齢が書いておりまして、67.7歳ということで、高齢化が進んでいる状況です。

6ページを御覧ください。(カ) 耕地面積を見ていただきますと、一番下に合計がありますが、平成26年度は144,500haで、ほぼ前年度と同じです。

7ページのエの(ア) 農作物の作付面積です。これは統計の公表が遅く、平成25年の数字になっておりますが、108,200haということで、前年よりもわずかながら増加しております。

8ページ(ウ)の農業産出額です。表の一番下、合計で見ていただきますと、2,074億ということで、震災以降、徐々に回復傾向にあります。

概況を申し上げますと、県全体で農家・農業就業人口は減少傾向にあって、高齢化も進んでいて厳しい状況は変わりはないと思います。東日本大震災、原子力災害の影響については、平成23年に大きく落ち込んだわけですが、徐々に回復傾向にあり、認定農業者数が7,000を超えるなど、明るい数値も見られてきているのが今の状況だと思います。

本題の進行管理でございますが、資料3-1をお開きください。ここからは、「ふくしま農林水産業新生プラン」の重点戦略ごとに説明いたします。

まず、重点戦略の1番、「避難地域における農林水産業再生プロジェクト」です。警戒区域等の見直しに応じ、農林水産業者の経営再開に向けた総合的な支援を行うことにより、農林水産業の再生を図ることを目的としております。

平成27年度 of 取組でございますが、「農用地、森林等の除染と生産基盤の復旧」を進めているところで、復旧と一体的な大区画化に取り組み、併せて担い手への農地利用集積・集約化や農業の高付加価値化等を進めているところです。避難地域のうち、旧警戒区域等を除く農地の復旧率は26.9%になっております。

次に「経営再開への支援」でございます。国、県、民間で組織する福島相双復興官民合同チームが8月に創設されまして、農業部門の支援を行う営農再開グループが設置されたところです。避難地域等の市町村と連携しながら、地域農業の将来像の策定、経営再開を支援しているところです。

また、避難地域で営農再開・農業再生に必要な実証調査研究を行う拠

点施設である「浜地域農業再生研究センター」の整備を進めているところで、平成27年度中の開所を目指しているところです。

その下、避難地域の円滑な営農再開に向けた農地の保全管理、鳥獣被害防止対策、作付実証等の取組を進めているところであり、除染後農地の保全管理が3,528ha、鳥獣被害防止対策の電気柵が233キロメートル、作付実証が26カ所というような取組状況です。

2 ページを御覧ください、「新たな経営・生産方式の導入」です。避難指示が解除された地域において、地域の話し合いに基づく「人・農地プラン」の作成や管理耕作の取組を、田村市都路地区・川内村等において実施しているところで、その他の取組については記載のとおりです。

その下、関連指標の進捗状況ですが、「農地の復旧状況」につきましては、先ほど申し上げました直近値で26年度26.9%、目標は100%ということでございます。次に、「避難地域において農業を開始した認定農業者数」ということで、152経営体、目標が750経営体以上ということ、まだ目標の2～3割というところで、まだまだこれから頑張っていかなければならないところです。

ここで、資料3-2を御覧いただきたいと思います。特に今回は、避難指示区域等における営農再開の状況について取りまとめました。

1 ページ目、一番上の囲みを御覧ください。避難指示区域等の農業の復興・再生を図るために、福島県営農再開支援事業を活用し、除染後農地の保全管理から営農再開に向けた作付実証、新たな農業への転換、また、新たに生じた課題への対応など、農業者の意向を踏まえて極め細かく対応するとともに、東日本大震災復興交付金、福島再生加速化交付金の被災地域農業復興総合支援事業等を活用し、機械・施設の導入の支援を行っているところです。

また、先ほど申し上げた官民合同チームの取組を記載しておりますが、今の再開の状況について2 ページ目を先に御覧いただきたいと思えます。地図になっておりまして、赤い部分が帰還困難区域、黄色い部分が居住制限区域、緑の部分が避難指示解除準備区域です。

今の状況を簡単に申し上げますと、南相馬市におきましては、避難指示区域内、小高区ということになりますが、27年度は6.3haの実証栽培を行っているところです。避難指示区域外、原町区、鹿島区におきましては、782haの作付が再開しているところです。

その下、浪江町ですが、水稻につきましては1.4haの実証栽培、また、花につきましてはリンドウの実証栽培が4aということ、このリンドウについては出荷までいっているところです。

次に、大熊町ですが、水稻については8aの試験栽培が実施され、また富岡町においても1.8haの水稻の実証栽培が実施されております。

檜葉町につきましては4.7haの水稻の実証栽培、その下、花きですが、

トルコギキョウが3aの実証栽培が行われ出荷されているところです。

避難指示が早く解除されました広野町におきましては、27年度163haの水稲が作付されたところです。

飯舘村につきましては、水稲で0.9haの実証栽培、川俣町の山木屋におきましても同規模の水稲、またトルコギキョウの実証栽培が始まっておりまして、26年度から出荷が始まっているところです。

葛尾村につきましても水稲で1.2haの実証栽培、川内村や田村市都路地区については、もう既に相当部分が作付再開ということになっております。

このように、この避難指示区域内においては地域によって大きく差があります。特に避難指示の状況によって、解除されたところでは早く水稲の作付が本格的に始まっている一方で、帰還困難区域を抱えている地域、また避難している地域においては、実証栽培、試験栽培という段階ですが、営農再開に向けた動きが確実に始まっているという状況です。

1ページに戻っていただきまして、表に細かく除染の状況等がまとめられています。この中で進捗状況というのは、あくまでも計画面積に対する進捗、実施面積の比率ということです。計画面積というのは全ての農地を含んでいるわけではございません。帰還困難区域はまだ除染するという方針が立っておりませんので、その分は入っていない数字になっております。

その表の右端の「地域農業の将来像策定に向けた動き」を御覧ください。市町村のビジョンである「人・農地プラン」を作って、市町村全体の今後の方向性を決めた上で農地や担い手を特定していくことになるわけですが、まだ全ての地域がいつているわけではございません。それぞれ、そこに向かって一つ一つ、アンケート調査を実施するなり、地区ごとの説明会を開催するなり、地域によっては「人・農地プラン」を策定する地域を決めて、話し合いが始まっているというような状況です。

以上が資料3-2の説明です。また、資料3-1に戻っていただきまして、重点戦略1の続きで、3ページの今後の取組を御覧ください。

「農用地、森林等の除染と生産基盤の復旧」につきましては、今後とも除染を進め、営農再開を支援してまいります。

次の、「経営再開への支援」におきましては、「浜地域農業再生研究センター」の早期の開所を目指しながら、関係機関とともに将来の営農の姿を検討していくということ、また、出荷制限された品目の制限解除を計画的に進めてまいりたいと思っております。

最後の「新たな経営・生産方式の導入」につきましては、集落営農の推進なり、イノベーション・コースト構想の実現、こういったものを進めてまいりたいと考えています。

4ページを御覧ください。重点戦略の2「安全・安心な農林水産物供

給プロジェクト」です。ここでは、除染や放射性物質吸収抑制対策を進めると同時に、極め細かな検査体制を整えた上で、正確な情報を発信し、安全・安心な農林水産物を消費者へ提供することを目的としております。

27年度の主な取組ですが、「放射性物質検査の強化と検査の見える化」ということで、緊急時モニタリング検査、米の全量全袋検査及び肉牛の全頭検査等を実施し、検査を速やかに公表しているところです。

次に、「安全性を高める取組の推進」といたしましては、GAPの導入、農薬適正使用等を推進しております。また、「環境と共生する農業の推進」といたしましては、有機農産物の販売促進のための商談会、産地と消費者との交流会等を開催しているところです。

次の、「安全性のPR、消費者からの信頼確保」ということでは、県内の親子を対象とした農林水産業者が行う安全確保の取組について、見て、聞いて、体験するバスツアーを県内7方部で実施した他、その下、農林水産物の放射性物質検査をWEBサイト「ふくしま 新発売。」で公開をしているところです。なお、このWEBサイトは、開設以来約400万人の訪問があったということです。

その下の、「地産地消の推進」につきましては、県産食材の魅力、安全性の理解促進に向け、子育て世代・学生を対象としたセミナーの開催、量販店でのPR等を開催しております。また、学校給食担当者への説明、県内企業の訪問等によって県内農林水産物の活用を推進しているところです。

5 ページ目です。関連指標といたしましては、「緊急時モニタリングにおいて放射性物質の基準値を超過した農林水産物の品目数」は、直近値26年度で29品目ということで、目標はゼロにするということです。

次に、取組の事例を載せてあります。放射性物質の検査では、27年度における米の全量全袋検査、11月29日現在ですが、965万点を検査して、基準値超えはゼロという状況です。

今後の取組は細かく申し上げますが、現在進めている取組をより強化して推進していくという内容です。

6 ページを御覧ください。重点戦略の3「ふくしま“人・農地”新生プロジェクト」です。ここは、地域をリードする経営体の規模拡大の促進、新規就農者の農業法人への就農促進、女性農業者の経営参画の促進などによりまして、地域農業の多様な担い手を育成すること、また、担い手への農地集積を加速化して、力強い農業構造の実現を目標としております。

27年度の主な取組ですが、「地域をリードする経営体の育成」ということで、地域農業をけん引するプロフェッショナル経営体を育成するとともに、これに続く担い手の経営向上を支援しているところです。また、

多様な担い手の確保に向けて、企業等の農業参入の支援なども実施しているところです。

次の「新規就農者の確保・育成」ですが、就農に向けた相談会、セミナーの開催、また、ホームページ等による就農支援情報の発信などを行うとともに、無料紹介所の開設、農業法人の求人情報の提供などを行っているところです。

その下、「女性農業経営者の育成」におきましては、農業短期大学校において、女性農業経営者を育成する各種研修会等を実施しているところです。

また、「農用地の利用集積の促進」では、各地域に農地中間管理事業の重点地区を指定いたしまして、農地集積の取組を支援しているところであり、重点地区144地区を設定しております。また、基盤整備実施地区においては、地区の担い手への農用地の利用集積に取り組んでいるところです。

7ページ、関連指標です。「新規就農者」については、26年度は166名、27年度は212名でございます。目標の220名以上に向けてさらに進めてまいります。「女性の認定農業者数」につきましては、26年度、505経営体でございます。

今後の取組は、現在進めている「地域をリードする経営体の育成」、「新規就農者の育成・確保」、「女性農業者の育成」、「農用地利用集積の推進」をさらに進めてまいりたいと考えております。

8ページを御覧ください。重点戦略4「『ふくしま恵みイレブン』強化プロジェクト」です。米、きゅうり、トマト、アスパラガス、もも、日本なし、リンドウ、福島牛、地鶏、なめこ、ヒラメを「ふくしまの恵みイレブン」と位置付けまして、安全・安心に基づいた一層の生産拡大による収益性の高い産地づくり、また、ブランド力向上や信頼確保に向けたプロモーション活動の強化、輸出再開・拡大に向けた取組によりまして、ふくしまブランドの回復・強化を図ることを目的としております。

主な取組といたしましては、「『ふくしまの恵みイレブン』の戦略的な生産拡大」ということで、米については、県のオリジナル品種「天のつぶ」の品質向上などを進めているところで、「天のつぶ」の作付面積が4,846haまできたところです。

園芸品目につきましては、施設園芸を積極的に導入するなど、生産基盤の強化を図っているところです。

畜産につきましては、県産の高能力繁殖雌牛から基幹種雄牛「高百合」の産子を生産して、平成29年度の全国和牛能力共進会に出品牛とするという取組を進めているところです。

その下の「ふくしまの恵みイレブン」の重点的なプロモーション活動の展開では、県の豊かな自然や気象条件が生み出す農林水産物のおいし

さについて、量販店や市場、メディアに対してPRなどのプロモーション活動を実施しているところです。詳細については御覧のとおりです。また、その下の四角、東京、大阪、名古屋、県内において、主要な農産物の出荷時期に合わせてトップセールスなどを進めております。

次に、「『ふくしまの恵みイレブン』の輸出再開・拡大」です。輸出が再開されたタイ、マレーシア、シンガポールでのPR、輸送実験を行っているところで、実績としては、米、桃で25トンの実績になっております。また、その下、輸出実現に向けた海外における市場調査、海外での商談会への出店等を支援しているところです。

9ページ、関連指標ですが、「イレブン」のそれぞれ作付面積等が書いてありますが、目標まではまだまだというところで、なお一層の推進が必要であるという状況です。

10ページ、今後の取組です。ただ今、27年度を取組を申し上げました「ふくしまの恵みイレブン」の戦略的な生産拡大、また、重点的なプロモーション活動、輸出の再開・拡大をより一層進めてまいりたいと考えているところです。

11ページ、重点戦略の5「地域産業6次化推進プロジェクト」です。農林漁業者と異業種との相互参入を推進するとともに、県産農林水産資源を活用した新商品、新サービスの開発を支援し、所得向上、雇用の確保による地域活性化を目指すという目的です。

27年度を取組といたしましては、まず6次化の「しごとづくり」ということで、資格の取得、新商品・新サービスの開発、施設整備を支援しているところです。また、その下、農林漁業者と地域の様々な事業者がネットワークを形成する活動、新商品開発・販路開拓の取組を支援しているところです。

2つ目、「ひとづくり」といたしましては、「ふくしま6次化創業塾」を開塾するとともに、先ほど申し上げました地方ネットワーク活動を展開しているところです。

柱の3つ目、「きずなづくり」といたしましては、地域ネットワーク活動における会員間の交流や地域特産物開発等を支援し、会員の持つシーズのマッチングを進めるという活動をしております。また、その下、専門家を必要に応じて登録・派遣し、ビジネスモデルの課題解決、商品デザインの改良、販売戦略の再構築の革新を図る「イノベーターバンク制度」を運営していくところです。

12ページの関連指標ですが、一番下、6次化商品の開発数が538商品ということで、この数字については目標を上回っております。

今後の取組につきましても、しごとづくり・ひとづくり・きずなづくりの3つの視点でさらに進めていきたいと考えているところです。

13ページを御覧ください。重点戦略6「みんなが安心。農山漁村防災

・減災プロジェクト」です。ここは、農業用ダム・ため池等の耐震性の検証・確保、農業水利施設や農林道等の防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進、また、地域住民の防災・減災体制を強化して、安全・安心な農山漁村づくりを目的としたものです。

27年度の主な取組といたしましては、「農業用ダム・ため池の耐震性の検証の確保」ということで、震災対策農業水利施設整備事業等により耐震性検証を実施しているところです。

その下「農業水利施設、農林道等におけるストックマネジメントの推進」ということで、それぞれの施設の点検なりを進めているところです。

一番下の「防災・減災体制の強化」ということで、ため池の点検、浸水想定区域図の作成を実施しているところで、ため池については995カ所、浸水想定区域図については83カ所で作成したところです。

関連指標ですが、「浸水想定区域図が策定された農業用ダム・ため池の割合」としましては、26年度33%という状況です。

14ページ、今後の取組につきましては、今ほど申し上げました取組をさらに進めていくところです。

15ページの重点戦略7「ふくしまの森林（もり）元気プロジェクト」は、農業振興審議会の場合では説明を割愛させていただきます。

また、17ページ、重点戦略8は「水産業の活性化プロジェクト」で、これも説明を割愛させていただきます。

19ページを御覧ください。重点戦略9「地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進プロジェクト」です。ここは、土地、水、バイオマスを活用した再生可能エネルギーの生産を推進いたしまして、電力利用や雇用創出等による農林水産業・農山漁村の活性化を目的としているところです。

27年度の主な取組については、「農林水産業・農山漁村における再生可能エネルギー活用の推進」ということで、再生可能エネルギーの活用を推進するため、農業者を対象としたセミナーなどを開催したところです。取組事例御覧ください。具体例（1）「営農型発電を活用した取組」ということで、喜多方市のモデルでございます。この写真のとおり、太陽光パネルを作物の上に設置してシェアリングをしているところです。

20ページを御覧ください。今後の取組といたしましては、今ほど申し上げました営農型発電等をさらに進めてまいります。F I Tの売電単価が下落傾向にあり、収益性を確保するのは容易ではなくなっていることから、初期投資の軽減を図るための支援等を進めていくところです。

最後に、21ページを御覧ください。重点戦略とは別に、「ふくしまからはじめよう。『食』と『ふるさと』新生運動」を実施しております。ここでは、震災からの復興・再生を成し遂げるために消費者からの幅広い理解と支えが不可欠であることから、生産者自らの積極的な取組はも

とより、生産から流通・販売に至る様々な立場の人々が一体となって取り組む運動を展開しているところです。

27年度の主な取組ですが、共通事項の2つ目、「おいしいふくしまいただきます！」フェスティバル2015を開催いたしました。ビッグパレットで開催し、延べ4万8,000人の来場者がございました。

その次、食の安全・安心運動では、先ほど重点戦略の中でも説明いたしましたツアーを県内7カ所で実施しているところです。また、生産再生運動につきましては、先端的な技術や知識の導入を進める観点から農林水産業再生セミナーを開催するとともに、復興・再生に向けて先端的な取組を実施している農林漁業者の情報を定期的に発行し、発信しております。

次の、風評払拭・消費拡大運動では、県はもとより各団体においても消費拡大を進める活動を展開していただいているところで、イベントカレンダー等により、ホームページ等で公開をしているところです。また、情報発信運動では、県のホームページやフェイスブックなど、様々なメディア、媒体を通じて情報発信しているところです。

22ページは、今後の取組といたしまして、今進めているものをさらに一層内容を充実しながら進めてまいりたいと考えているところです。

資料3-3を御覧ください。これは、今回の「ふくしま農林水産業新生プラン」の指標ですが、全部は説明できませんので、かいつまんで説明をさせていただきます。

第1節「東日本大震災及び原子力災害からの復興」につきましては、2ページを御覧ください。15番の「学校給食における地場産物活用割合」は、現在21.9%で徐々に上がってきておりますが、まだまだこれから進めていかなければいけないところです。

第2節「安全・安心な農林水産物の提供」ですが、「GAPに取り組む産地数」といたしまして、直近値で167カ所ということで、確実に進んでいるところですが、目標の実現に向けてより強化してまいります。

3ページ、第3節「農業の振興」の27番、農業生産法人等の数でございます。現在478法人ということで、目標の650法人以上を目指して進めてまいりたいと思います。

4ページ、40番「農地・水、環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積」です。4万5,202haということで取組が進んでおりまして、ここについては目標をクリアしているところです。

46番「『会津のかおり』の作付面積」につきましては、1,300haということで、2,000haに向けて、より一層推進してまいりたいと思います。

9ページ、第6節「魅力ある農山漁村の形成」ですが、90番、「グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数」です。ここは、インストラクターの数ではなくて、インストラクターの行う体験プログラ

ムを体験した人の人数ですが、255,739人ということで、目標に向けてさらに進めてまいります。

11ページ、第7節「自然・環境との共生」では、ここはなかなか厳しい状況でありまして、105の「エコファーマー認定件数」、「特別栽培」、「有機栽培」、いずれも減少傾向にあり、原発事故の影響ということもあるかもしれませんが、より一層強化をしていかなければいけないということでございます。

なお、12ページ以降は、各地域ごとに数値を整理しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

議長 福島県農林水産業振興計画の進行管理について御説明いただきました。

それでは、これから皆様から御質問、御意見等をいただきたいと思います。どこからでも結構ですので、忌憚のない御意見をいただければと思います。今後の推進計画に生かす現状とか、そういったことも報告いただければと思っております。

岸委員、お願いいたします。

岸委員 資料3-1の6ページ、重点戦略3「ふくしま“人・農地”新生プロジェクト」です。この中で女性の認定農業者数が、トータルの目標830経営体以上に対して、現在471経営体なので約56%ですね。これは、色々な施策を打ってらっしゃると思いますし、説明をいただいたのですが、増えない理由というのはどこにあるのでしょうか。

議長 農業担い手課長、お願いします。

農業担い手課長 御質問いただきました女性の認定農業者の認定につきましては、2つの方法がございます。1つは、女性の方が経営者である場合は単独で申請されます。2つ目は、旦那さんと一緒に経営に中心的に参画されている方で、こちらの場合は、旦那さんと奥様との共同申請という形です。この2つの方式でカウントをしている状況です。

最近、女性の方が経営主になっている経営もかなり増えてきたということで、その分、数が増えている状況ですが、正直なところ、一戸の経営の中で、旦那さんと奥様が共同で申請する類型がなかなか伸びてこないもので、この辺りをもう少しPRし、制度の周知を図っていく必要があるものと思っております。

議長 よろしいですか。

次に小森委員、お願いいたします。

小 森 委 員

資料3-1の6ページに、農地利用集積の促進ということで、農地中間管理事業が出ています。先日、東北農政局との懇談会で、各県の認定農業者会の会長が集まって色々と話をしたのですが、その中で、宮城県の取組で大変参考になったので、是非これは集積化事業に取り入れていただきたいと思いました。

それは、集積化事業の場合、一律的に進めていることが多いのですが、宮城県はそこが違っていました。それは条件によって、例えば中山間地のかかなり条件が不利な状況の場合、その部分をABCとランク付けして、この地域はこういう進め方がいいとか、そういったやり方で進めているということで、それはいい方式だと思って聞きました。

その辺をもう少し精査しながら、ランク付けしながら取り組んでいただければ、福島県は23番目みたいだったらしいのですが、もっと進むのではないかなと思いました。その辺を生かしていただきたいと思います。

最後に、同じ資料3-1ですが、ソーラーシステムの取り入れですが、稲作経営においては確かに水田を利用したソーラーシステムの導入は魅力的です。しかし、稲作において、自然との共生という部分を考えて場合、果たしてこれを野放しにしていいいのかなど感じたところです。やはり自然というものはバランスをいっぺん崩したらなかなか回復するのは難しい、そういうことを考えますので、やはりこれを推進するには、自然環境とかももう少し考慮しながら進めていく必要があるのではないかなと思いますのでよろしくお願いします。

議 長

農業担い手課長、お願いいたします。

農業担い手課長

中間管理事業につきましては、大変貴重な御意見ありがとうございました。私どもも今、県内に14カ所ある各農林事務所、農業普及所単位で、それぞれの関係機関が集まって意見交換をしながら連携し事業を推進していくために、連絡調整会議を設置してございます。より現状に合った方策を取りながら推進しているところですが、今御指摘がありましたように、地域の状況のある程度分類しながら推進方策を考えていくということも、今後の参考にさせていただければと思っております。

次に、ソーラーシェアリングの関係ですが、私どもも農地法関係でこの許認可を担当しております。本県では独自の取扱要領を定めておりまして、許可する上で申請があった段階で関係機関の意見を聞くこととしております。例えば農協さんですとか市町村ですとか、そういったところの意見を聞くことで、ある程度乱開発にならないように調整をしているという状況でございます。

議

長

よろしいでしょうか。

その他いかがでしょうか。では、佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員

いくつか意見のような形でお話しさせていただきたいと思います。

進行管理ということで、本年度どんなことを実施したかということについての御報告をいただいたと思うのですが、たぶんやったことはここに書かれていること以外にもたくさんあると思います。予算をつけてやったことについてサマリーした資料ではなくて、これだけ予算を投入してこういうことをやったという一覧表が欲しいなということです。

視点としては、何をやったということをお報告いただいて、最終的に目標値に対して直近の値がどうだったか御報告いただいたけれども、ビジネスの世界では、どれだけリソースを使ってどれだけの結果を得たかという効率のことを非常に考えるわけで、予算をどれだけ使ってどれだけ効果があったのかについて評価をしてほしいのです。

目標値に対してこういう直近の値だったと、それで最終的には何がうまくいったか何がうまくいかなかったのか、それに対して最終的には自分たちは今年度の打った施策について評価がどうだったのかということ、それでうまくいったことについては、さらにもっとうまくいくようにするにはどうしたらいいのか、うまくいかなかったことについては、原因を分析して、32年までの計画期間の中で計画を達成するためには、何をしたらいいのかということをしっかり次年度の計画に盛り込んでほしいわけです。

次年度にやること書いてありますが、分析をしたところからこういうことをやりますという繋がりがなくて、それが評価とどのように結びつくのかということ、これでいったい挽回できるのかできないのかということが見えないということだと思います。

P D C Aを回すことが、管理、マネジメントをすることなのですが、ここに書かれていることは、PとDしか書かれてないわけですね。チェックをする、評価をする、それに対するアクションを考えていくと、そういう視点が欠けていると思います。だから、予算を使ってやったことを全部ここに書いて、どれだけ成果があったのか、それに対してどういう評価を自分たちがしたのか、その評価に基づいてどういうふうに次年度以降コントロールしていくのかということを書いてほしいわけです。

そのぐらいやらないと、福島農業はうまくいかないのではないかと思います。経営の視点、マネジメントの視点をもう少し行政の中にも取り入れてほしいと思っています。

議 長 進行管理の評価の仕方についての御意見だったかと思います。では、天野課長、お願いいたします。

農林企画課長 佐藤委員の御意見は、P D C Aサイクルをきちっと回して管理しながらやっていくべきで、それをきちっと示していくべきだということだと思います。仰るとおりでございまして、私らとしては非常に耳が痛いところなのですが、我々のやっています仕事というのは、今、かなり膨大な事業数がありまして、今日は示しておりませんが、それぞれの重点戦略なり施策にぶら下がる施策としては整理されておりますので、そういった点は、今日この場ではお示しできませんが、次回についてはまた考えたいと思います。

ただ、それを全て評価して次の対策につなげるというところについては、やはり全部というのは難しいと思っております。例えば公共事業であれば、県の中できちっと評価をした上で、その後の対策を立てるというようなルールづくりがされておりますが、一般事業については、各課の中で自分の持っている業務をP D C Aサイクルの中で回していくということだと思います。

委員の指摘がございました、それを外にどうやって見せていくかということについては、なかなかこの場で結論を出せる話ではありませんが、検討させていただきたいと思います。

議 長 佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 ここには、いい結果が出たことしか書いてないわけで、それではプランがうまくいっているのか、いっていないのかが評価ができないわけです。こういうことをやったんだね、そうですか、で終わりです。だから、うまくいかなかったことに関しても、後ろに全部のデータがぶら下がっていて、それをしっかり僕らがちゃんと見えるような、そういう仕組みにしてほしいわけです。

いいところばかり報告されても、これで施策がうまくいっているのかどうか判断できませんよね。自己評価をするということは、限られたリソース、ヒト・モノ・オカネをどうやって有効に使っていくのかということを考える上で絶対不可欠な視点だと思います。税金を投入して仕事をやっているわけなので、うまくいかなかったらいいかないなりのことを考えていく必要があるわけですので、必ず自己評価をして、その結果をフィードバックしてほしいわけですね。民間ではこういうことは当たり前のようになっているわけですので、もう少しそういう視点で取り組んでいただけたらなと思っております。

議 長 天野課長、お願いいたします。

農林企画課長 資料3-3を見ていただきたいと思います。これは指標でございまして、私の説明が、いいところだけを言ったつもりではなかったのですが、そう聞こえたら申し訳ございませんでした。これを見ていただきますと、必ずしも全て順調にいつているとは考えていないわけでございます。

例えば資料3-3の一番最初の指標であります「避難地域において農業を開始した認定農業者数」というのは、750以上を目標として、152までしかいつていない、その隣に「現状および今後の取組」というふうに書いてありますけれども、そういった主たる要因と、今後どうしていかなければならないかということを示しており、これで十分だということではないということは理解しておりますが、こういった形で、いいところだけを出しているわけではございません。税金を投入して事業を進めていつて、その結果について全く評価をしていないということではないということは御理解をいただければと思います。

佐藤委員 結果の話ではなくて、打った施策がどうだったのかという部分です。ここでは、最終的な目標値がどうだったのかという事実が書かれていて、来年どうするということが書いてあるのだけれども、何がうまくいつて何がうまくいかなかったのかという評価の視点がないですよね。事実の報告と来年何をやるかということだけなので、その部分が欠けているのではないかと、PDCAのチェックの部分ですね、そういう観念です。

議 長 岸委員、お願いいたします。

岸委員 今回の関連して、例えば2ページの農地の復旧率ですが、現況値は23年度0.9%で、26年度の直近値が26.9%、目標値32年度に100%にするという、これは10年間の計画の数値だと思います。今年度、予算を執行するに当たって、目標値があったはずですよね。それがないので、単年度の話とは結びつかない指標の表示の仕方になっているのではないかと思います。

佐藤先生が言ったコストパフォーマンスの話は、なかなか難しい点がありますが、全てのものはコストと効果で測定するというのが普通の経営体のやり方なので、今年度の活動に関しては、こういうことをやると決めたことに対して、どれだけやったかというのが分かるような資料があったほうがいいのではないかと思います。

これは10年間でやっていつて、途中、今ここまで来ていますよという話しか見えないので、その辺がちょっと毎年評価するには物足りないという気がしています。

議

長

そのことに関連して御意見がございましたらお願いしたいと思いません。

伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員

今までの評価のプロセスの話に関連して、やはり問題はないわけではないのですが、難しい点もあると思います。

これは22年に策定した福島県の10年計画で、これを3.11以降に見直しで新生プランを平成24年度に策定しました。10年ということで色々なやり方がありますが、都道府県によって中間時点で見直しをかけるところもあれば、福島の場合はこのように毎年進行管理していくところもある。

その進行管理が実績の数値だけでは、チェックの部分の原因と要因が十分読み込めないから、そういった情報を整理して提示してくださいというのが佐藤委員の話だったのだらうと思います。

仰るとおりだと思うのですが、これを今度は、その業務のことを考えると、膨大な業務になると思います。それだけコストをかける、コストパフォーマンスとの兼ね合いで、どこで落ち着けるか、バランスをとるかという話になる点だと思います。

ただ、各課ではそういった数値に達成しない、数値を超過した要因は十分検討されているのだらうと思います。それらを、事細かくでなくてもいいけれども、抽象性がある部分はしょうがないけれども、それらを加えて、達成できた要因・達成できなかった要因というのを付け加えるというところは、次年度以降やったほうがいいのではないかと思います。

ただ、それだけ事務局にもずいぶんと負担をかけるということは委員も十分に理解しなければいけないと思います。

当然、税金を使ってやるわけですので、例えば県の監査であるとか、国では行政レビューで徹底的にやりますが、その結果が、あれだけコストをかけてどういうパフォーマンスになっているのかということを考えたときに、どこまでこういう進行管理の中に持ち込むのかというのは考える必要があると思っています。

考える必要があるというのは、盛り込むべきところは盛り込みながら、コストがかかりすぎて負担が大きいという部分については、委員のほうに説明した上で了解をとっていったらどうかということです。

ただ、いずれにせよ、新生プランの目指すところがきっちり行われているかどうか、また、新生プランの中身で現状に合わない、もしくは方向がちょっとずれてきているのではないのかといった部分があれば、当然この審議会の中で、そこは強調して議論すればいいことかなというふうにも思っています。

関連しては以上です。

議

長

どうもありがとうございました。

他に関連する御意見はございますか。よろしいですか。

伊藤委員が今発言してくださいましたように、今回のこの計画は10年間とか5年間というわけではなくて、毎年きちっと指標管理をしていこうと、この計画を作るときに委員の方々の了解をとったと思っております。ですから、そういう意味で、毎年どこまで進んだのかといったことを進めているということは非常によろしいことではないかと思っております。

その上で、今回様々な御意見が出されました。その到達点をどのように評価するのか、どういう課題があるのか、進んだとすれば、どういう要因があるのか、そういったことの分析も是非加えていただきたいという御意見もございましたので、その評価の仕方については少し御検討いただいて、次年度以降どういう形にするのか、コストパフォーマンスもあるという御意見もございますので、それらも踏まえながら御検討いただきたいと思っております。

ですから、この点については引き取らせていただき、事務局で検討させていただくということでよろしいでしょうか。

その他のことについてお願いいたします。

では、櫻田委員、その後、小森委員、お願いいたします。

櫻田委員

先日、農林業センサスが発表されましたが、福島県の基幹的農業従事者の年齢構成は、75歳以上が3分の1、65歳以上が3分の1、もうそこで3分の2が65歳以上です。55歳以上ということになると9割です。そういう年齢構成にあるのだけれども、7ページの認定農業者数は7,200経営体いるのですが、この年齢構成はどうなっているのでしょうか。5年後、10年後、リタイアする人も含めての経営体なのでしょうか。

議

長

農業担い手課長、お願いいたします。

農業担い手課長

認定農業者の目標8,000の数字につきましては、当然、リタイアする人を差し引いた上で、なおかつ新規就農する方が、例えば40年間営農を継続していくということで、その辺も考慮しながら数字は積み上げております。

櫻田委員

40年間営農を続けるということは、今言ったように、55歳以下の人は1割なのです。1割ということは6,000人か7,000人ぐらいしかいないのですが、その中で8,000人積み上げるとするのはどこから持ってくる数字なのか理解できないということです。

議長 農業支援担当次長、お願いいたします。

農業支援担当次長 今回の櫻田委員の御指摘ですが、積み上げは、もう一つ、新規就農者の確保とも連動しております、こちらのほうは1年間に220名以上ということにしております。若い農業者がそこから何年やれるのかを計算に入れまして、認定農業者は8,000と積み上げていくわけでございます。例えば、220に30年とか40年を掛けますと、そのくらいの数字に積み上がっていくと思います。

櫻田委員 その新規就農者の話もですけれども、毎年、150から200人が新規に就農しますけれども、その中で全て残っているわけではないですね。

議長 大竹課長、お願いいたします。

農業担い手課長 当然、途中で離農される方もおります。その数字を申し上げますと、だいたい就農して5年間経過すると7割ぐらいまでに減るといいますか、3割の方が離農するような形になっております。それも考慮しながら数値を積み上げている状況です。

櫻田委員 分かりました。続けてもう一つ二ついいですか。

国は農業政策として、今後10年間で8割の担い手に集積する、あとは食料自給率を37年度に45%にする、農地面積も37年度に440万haを確保していくという数値目標を示していますが、どうやってこの国の施策と県のこの計画も含めた農政関係の計画を連動させていくかというのは、どこを見ると分かるのか、そこまで検討しているのかしてないのか、お話を聞きたいのですが。

議長 では、大竹課長。

農業担い手課長 農地集積につきましては、国では現在、だいたい5割を担い手に集積しているところですが、10年後に8割まで集積するという形になっております。

県におきましては、全国的な集積よりも若干低いような状況にございます。現状値で約4割ということで、これを10年後に75%まで引き上げるということで、県の目標も国に準拠した形で組んでいるという状況です。

議長 よろしいですか。では、天野課長、お願いいたします。

農林企画課長

まず、時系列的な整理をさせていただきますと、この「ふくしま農林水産業新生プラン」というのは、25年3月に策定でございますので、国の計画との関係からいけば、前の計画の数値と合わせていることになります。ただし、県の新生プランは、災害からの復旧・復興ということがメインテーマになっているので、そういった面では国の計画と当然違う点も出てきています。

それで、先ほど申し上げました時系列的な整理ということからすれば、国の計画は今年の3月末日付けで作られたものですので、それとぴたり合っているかと言われると、順序が違うので、そこは若干違いはあるということだろうと思います。

櫻田委員

時系列の説明は分かりましたが、国がそういう数値を示している以上、この計画もそれなりに、こういう機会を使いながら少しずつ直していくということが必要なのではないかと思います。

議長

天野課長、お願いいたします。

農林企画課長

小まめに直していくのか、それともどこかの時点で直していくのかということだと思います。当然にして大きな状況の変化があった場合には改定していくということで、このプランの中にも書いてあるところでございます。

確かに国の「食料・農業・農村基本計画」の改定というのは大きな要因であろうと思いますが、我々としては、さらなる状況の変化、特に復旧・復興に関する状況に大きな変化、また、県の総合計画との整合性も取っておりますので、そちらとの動きも考えながら改定については進めていくということになるだろうと思います。

議長

小森委員お願いいたします。

小森委員

今のお話を聞きますと、23年に計画されたからということで、当然T P Pの問題がまだ出ていません。今、国はT P Pの問題に前向きに取り組んで方向性を持っています。ここに輸出拡大に向けたP R活動とか、輸出に関してどういうふうになっているのだというものが出ています。実際、それに合わせて農地法改正という部分も出ています。

できた品物をいかにして商品化して、販売していくかという部分は大変大事な部分です。福島県が、原料は生産しても販売額が上がっていないのは、商品化率が悪いからではないかと思っております。当然、輸出の問題においても、どういうものを作って、どういうものを販売していく

のか、ただ原料の生産販売では、少なくとも価値観としては前に進まない部分があるのではないかと思います。

また、そこを誰が担っていくのかということも、見えない部分があります。それは、担い手が誰であって、どういう方向性を持ってやっていくのかと、きちんと目標として出れば、色々な部分で振興する部分があるのではないかなと思いますので、もっと関係プレーでやっていただきたいと思います。

あと、地域産業6次化の「新たな価値をもたらす地域産業の創出」に関連して、先日、担い手サミットが宮崎県であったのですが、そこであちこち回ったときに、J R九州が資本出資してかなり大きい事業をやっていました。4億の事業の半分はJ R九州が出資しており、2 haの連棟ハウスでピーマン作りをやっていたのですが、そこにJ Aが技術供与して、当年度は83%の達成率、今年は113%の目標達成率になるだろうという話を聞きました。やはり資本力というのは大事な部分だなということを感じました。

福島県でも、今年、郡山市でワイナリーを設立するというので、三菱復興財団が10億の出資をして、4月に計画を立てて、10月からもう既に生産しているという事例があります。我々、普通考えても、1億、2億集めるのも大変なのに、10億もいきなり出資できるということは、やはり資本力の大事さというものを痛切に感じる部分はあります。

農家はそんなに利益を上げることはできませんが、県自体もそういう大きい資本をどこから持ってくるのか、補助金でやる部分も大事でしょうが、やはり企業との関係プレーで、そのルートをうまく生かしてやっていくような方向をつけていただければ、もう少し地域の農業も活性化するのではないかと思います。その辺も今後の方向性としてよろしくお願ひしたいと思います。

議

長

御意見ということで承らせていただいたということにします。T P P対策と、それから企業との連携ですね、企業と連携していく方向なども検討すべきだという御意見だったと思います。

その他にいかがでしょうか。降矢委員、お願いいたします。

降 矢 委 員

降矢でございます。辛口の御意見ばかりで、一生懸命頑張っているのになという気持ちだろうと思います。

前のこの会議の中で、福島県の農産物を使ってくれるところがなければ、いくら頑張っても頑張りがないという話をさせていただきました。時間がたちました。今日の資料の中で学校給食にお米がかなりの数量が入っていました。農産物も二十何%入りましたという数字をいただきました。よく頑張ってくれたなと思います。これを加速度的に進めて、

100%福島県の農産物で学校給食は運営されるのだというところを目指して頑張っていたら幸いです。

議長

ありがとうございました。

降矢委員は、今、御自分のところで農業をやってらっしゃるところで、少し報告をしていただきたいと思いますのですがいかがでしょうか。大変頑張っていらっしゃると聞いておりますので。

降矢委員

私は郡山市ですが、中山間地で野菜を生産しております。今までの薄利多売の農産物の生産ではもう追いつかなくなりました。それで、ここにある環境を使ってということで、今、耕作放棄地を含めた里山で豚を飼っております。

豚は放牧をしておりますして、雨風をしのげるだけの小屋を作っておりまして、そこは休憩と餌を食べる場所であって、普段は笹を食べたりとかしながら林の中におります。普通ですと約6カ月肥育をしてお肉になりますが、うちの豚は10カ月間育てて大きな豚にすることで、既に体に肉がついている状態でおいしい肉になるというところを目指して飼っております。

豚の餌は普通の濃厚飼料ですが、その他に自分のところの野菜の残渣を食べさせたり、土を食べたり、作物の木々の根っこを食べたりしながら、濃厚飼料の中では得られない体が求めるものを自然の中から吸収しています。

これは私の考え方ですが、このようにして健康な豚肉を皆さんに食べていただきたいということで震災前から取り組んでいます。宮崎県の口蹄疫の前から取り組んでいまして、口蹄疫でがっくりきて、終わったからやるぞと思ったら、震災でまたがっくりきたところですが、やっと皆さんに認知されつつあります。このやり方はどこでもできるやり方で、資本力も小さくていいということもあって、参考になるのではないかなと思っています。

豚肉は非常に安い値段で流通しています。あんなに安い値段だから豚屋さんがいなくなってしまうんですね。輸入の豚肉はとても安いので、あれにはもう太刀打ちできません。ですから、私も年を重ねましたから、おいしいものを少し食べればいい年代になりましたので、そういうお客さんへ向けておいしいものを、健康的なものを届けていくという考え方でもうちょっと頑張りたいと思っています。

議長

どうもありがとうございました。

その他いかがでしょうか。では、中村委員からお願いいたします。

中 村 委 員

6次化商品数が、平成26年、直近の数でかなり伸びておりますが、この伸びている要因はどんな原因があったのでしょうか。この辺をもっとやっていけば、もっと活性化した農業立県になるのではないかと思います。

農産物流通課長

農産物流通課の金子と申します。6次化の推進に色々お世話になっております。

この商品数でございますが、問題は商品数よりも、実際にどれだけ売れるかだと思います。加工というのはきつといくらでもできると思います。今回こういう取組が増えている要因としては、厳しい農業情勢を踏まえて、やはり新たな付加価値を求めて、先ほど降矢委員が仰ったように、やはり高付加価値のものにつくり上げて、それを販売、収入に結びつけようと、そういう気運が非常に盛り上がっていることだと思います。

そして実際に、私どもで6次化の創業塾ということで、初めて取り組む方、現在取り組んでいてさらにステップアップしたい方を対象にした6次化人材育成もやっておりまして、これも非常に参加者が増えていらっしゃいます。

さらには、各地区ごとに6次化のネットワークというものを組織してございます。その数も年々増えております。やはり、そういう農業をめぐる情勢の中で新たな分野に価値を見つけていこうという方々の力強い意思が、こういう商品の数になっているのだろうというふうに思っております。

ただ、最初に申しましたように、作ったものが売れて、それが自分の収入にどれぐらい返ってくるのか、そこがやはり一番の肝でございますので、これからも売れる商品づくりに向けて様々な、やる気のある方々への支援をしっかりとしていきたいと考えているところでございます。

議 長

松本委員、お願いいたします。

松 本 委 員

資料の3-2の営農再開状況という資料を見させていただきました。

避難している身として感想を言わせていただきますと、私の住んでいたところは葛尾村です。この表の葛尾村の除染の割合が95.6%と載っていますが、これだけを見ると、もうほとんどの農地が、許可さえ出れば作物が作れるだろうと思われるのではないかと思います。

しかし、葛尾村に行くと、「なに、これ」と皆さん、思うのではないのでしょうか。農地が本当に少なく、平らなところが極端に少ない地域なのですが、そこで一番米を作れる大きな田んぼに、仮置場として除染したものが全部置いてあります。なので、もちろんその田は使えないし、その脇にある仮置場に使われない農地で果たして作物を作る気になる

かどうかという問題があると思います。

次のページにあります。葛尾村は、一部でお米を作ってみたり、野菜を作ってみたりしています。先日、その米の試食会も村役場でありました。そこは検査した米ですから普通に炊いて食べられますけれども、ただ、村に行けば、あそこで果たしてこれから今までやっていたような農業ができるかとなったら、とても難しいと思います。

この表の数字だけを見るとずいぶん進んでいるのと思われてしまうのではないかなど。小さい話で申し訳ないですが、そういうところに住んで避難している身としては、今はこういう状態ですよというような写真なり何なりで皆さんに分かっていただけたらよかったです。以上です。

議 長

ありがとうございます。今後に向けての課題も含めて出していただけたかなと思います。

では、横田純子委員、お願いいたします。

横田純子委員

教えていただきたいのが数点と提案です。資料3-1の5ページで、私はわからなかったのですが、指標のところのモニタリング検査の超過した品目数が出ておりますが、何品検査して出たのかが毎年必要なのだと思います。母数が増えているのか減っているのかというのも必要と思うので、1万点検査して29品目なのか、1,000点検査して29品目なのか、そこは来年度反映していただきたいと思います。

その下、取組の具体例にある自主検査は、モニタリングではなく本当の自主検査の数字なのでしょうか。これがふくしまの恵み対策のホームページに載せている、モニタリング検査ではなく自主検査の数字ですかという質問です。

次に、8ページの「ふくしまの恵みイレブン」の11品目ですが、力を入れてらっしゃると思うのですが、実際に単価は上がってきているのでしょうか。ブランド化に近づけようとやっていると思うので、この品目だけでも普通より高く売れてほしいなという私の気持ちがあります。

会津若松もそういう意味で、色々な施策をやっているのですが、米はあまり事例としてよくないですね。アスパラだと他よりも高く売れたりすると思うのですが、この中で実際に県外より評価が高いというのであれば教えていただきたいと思います。

議 長

では、沢田課長、お願いいたします。

環境保全農業課長

環境保全農業課の沢田でございます。モニタリングについて御説明いたします。

26年度の基準値超過、29品目と書いてございます。母数を書き忘れて申し訳ございません。26年度は2万5,928点の調査をしてございまして、そのうち29品目ということでございます。

主なものを申し上げますと、海産物、魚類と、山菜、キノコがやはりまだ超えているものがございまして、野菜や米などはほとんどもう出ない状況になっております。

それから、自主検査でございしますが、4ページを見ていただきたいのですが、四角の2つ目です。「産地における自主検査体制の整備」とございしますが、米の全量全袋検査の機械については、テレビ等で御覧になったと思いますが、ベルトコンベヤ方式のもので、全ての米を測るということで、県内に202台整備してございます。

その下の園芸品目等の検査ということで108台とございしますが、これは、農協や直売所などに配置をしまして、ここで出荷団体なり出荷した方が自分で測るということでございます。それを県で運営していますホームページに載せて検索できるようにしているものでございます。

横田純子委員

キノコ等がなかったのが不安になったのですが、検査しているとは思っていたので、ありがとうございます。

議長

それから、もう一つ御質問がございましたが、実際に単価などはどうなっているのでしょうか。

農産物流通課長

「イレブン」の品目でございしますが、単価の話になりますと、やはり風評の問題とか、あとは産地の気象条件等による出来・不出来の部分で、一概に比較というのは難しいのですが、総じて言えることは、トマトとかきゅうりとか、ある程度ブランド力のあるものについては、徐々に価格は震災前の水準には戻りつつあります。

しかし、他の産地との比較の中では、震災前にも若干差はありましたけれども、その差は埋まっていない。さらに、もう少しその差が大きくなっているのが果物類です。桃とか梨、りんごなど、嗜好品的なものについては、贈答用も含めてまだまだ他産地との価格差が戻っていないというような状況でございます。

横田純子委員

ありがとうございます。1個だけ提案なのですが、私、東北ブロックのG Iのアドバイザーをしまして、さっき輸出の話もされたと思うのですが、今福島県で申請しようとしているところは11件あります。

ただ、東北は奥ゆかしくて、様子見が激しいですね。西のほうはG Iの力の強さを知っているので、申請団体はもう40とか50を超えています。やはり福島県こそ取るべきものだと私は思っているのですが、本当に輸出に

向けての後押しにもなりますし、ブランド力の後ろ盾にもなると思います。

私、呼ばれたら行きます。是非G Iのほうも県として推進していただければよいかと思しますので、よろしくをお願いします。

議 長

今のは提案ということでよろしいですね。

その他はございますか。横田祐子委員、お願いいたします。

横田祐子委員

農業者の立場から一言お願いがあります。

先日、農業女子会に参加させていただきました。そこで、若い女性の方たちが一生懸命やっている姿を見て頼もしく思ったのですが、その陰には、それを支えている家族がいらっしゃるんですよ。

家族がきちんと家を守っているからこそ、そういう人たちが出ていけるので、それを推進するためには、家族経営協定を結んで、お休みをどうするかとか、お給料体系をどうするかとか、そういったことがとても大事ではないかなと感じてきました。

家族経営協定の締結数をアップするような方針をさらにとっていただきたいなと思いましたが、そういったことが6次化の直売所での売上とかにも結びつくのではないかなと思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

議 長

ありがとうございます。これは今後に向けての提案ということですね。今後は是非そういう方向で進めていただきたいということでございます。

鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員

私も要望として申し上げます。資料3-3、4ページの42番「環境と共生する米づくりの面積」に関してになります。この数字を見ますと、平成22年から対比しますと、26年で約1万ha少ない作付になっているかと思えます。もちろんこれは相双地区、今、葛尾村の状況もございましたように、そういう地区が多いのだろうという裏付けがあるかと思えます。一方では、作付可能であっても耕作放棄地につながっているところもあろうかと思えます。

この生産調整の仕組みの中に市町村間の調整ということがあろうかと思えます。米を作れる可能性のあるところであっても、この市町村の調整を実施していない非常に少ない市町村もあるように私は認識をしております。どうかひとつこれらの自治体についても県のほうからそれなりの御指導をいただければ、もっと意欲のある、規模拡大を目指すという中では必要な考え方なのだろうと思っております。

その他で申し上げようと思ったのですが、会長もいらっしゃるのではな

おさらお願いしたいのですが、私はずっとこの震災後、福島大学に農学部
の設置ということをお願いして発言を続けておりました。最近、福島
大学から、農学に関する人材育成を平成30年度を目途に頑張るとい
う、そういう目標が発表されました。非常にありがたいと思っております。

福島大学のみならず、県はもちろん、我々農業団体、農業者、こぞつ
て1年でも早くこの実現に向けて、みんなでスクラムを組んで取り組ん
でいきたい。東北のみならず、東京から北海道まで、農学部を持ってい
ないのは福島県だけかもしれません。これの実現のために、このチャン
スを逃しては、福島県に農学部は永久にはできないだろうというのは私
の思いであります。こういう機会を捉えて、みんなで一緒に考えていき
たいと思っておりますので、是非お願いをいたします。

議

長

どうもありがとうございました。農学系の人材、教育組織を作るとい
うのは、皆様の御協力がなければできないと考えておりますので、どう
ぞよろしくお願いしたいと思えます。

その他、それでは、平久井委員と佐藤委員、あと伊藤委員、時間がな
いので、1人ずつ発言していただいて、その上で回答が必要であればま
とめてという形にさせていただきます。

平久井委員

資料3-1の8ページ、「27年度の主な取組」のなめこの安全なきの
こ原木についてです。私、消費者として、地元のスーパーに行って、福
島県のなめこの現状を震災後からずっと見ていました。新潟、長野、山
形のものはずらっと並んでいる中で、郡山市の鈴木農園、本宮市でもキ
ノコを生産しているのでしょうか、だいぶ叩かれてきたようです。長野、
新潟、山形に比べて3倍の量で同じ値段か、ちょっと下げられた値段で
した。でも、段々に回復したようで、安全だということで、今は少し量
は入っていますが、値段は他県と同じぐらいになりました。

私は消費者として、地元応援、地産地消を10年前にこの審議会に出た
ときに、10年後は絶対に地産地消でということを挙げたら却下されたの
ですが、そう心に思っております。

しかし、需要と供給の関係で、県民一人一人の生活は、経済的なこと
から、若い人たちは安全ということは分かっているもなかなか大変な生
活なのだということが分かりました。

最後に、消費者全体としてなのですけれども、先ほどから話題になっ
ている全袋検査について、来年度もお願いしたいなと思っております。

以上です。

議

長

佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員 資料4-2、一番最初に農業人口について報告があるのですが、1年間で3,100人減少していると、対して新規就農者は166人ですということです。農業の新たな担い手を作っていくことがたぶん一番大事ではないかと思います。安倍首相も、開業率を、今5%のところ10%まで上げるということで、すごい補助金を使ったり色々な施策を打ってやっています。

やめる人が3,000人いて、始める人が166人で、この数字のからくりが分からないので、何か数字にからくりがあるのだったらまず教えてほしいと思います。少なくとも3,000人やめるのだったら、3,000人始める人がいなかったら人口が減少するだけですよね。規模の拡大をしていくという前年度のお答えだったのですが、この数字からすると、効率化とか大規模化を20倍で進めないと間に合わないという話になります。そういうところがちゃんと埋まるような何か施策があるのかどうかということです。ここの数字については、どうも何かトリックがあるのか、僕はこの数字だけでは全然理解ができないので、是非説明いただきたいなというふうに思っています。

議長 4はこれからですので、後でお願いします。
順番をお願いします。伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員 今、佐藤さんが仰った話は、要するにやめる人がたくさんいると。例えば、平均的な土地利用型で2haだとして、2haで1年間の所得になると80万から100万で生活できますかという話ですよ。それが400万、500万、1,000万であれば一定程度の面積が必要だということ。

これまでは皆さんなかなか土地を貸したり売ったりできなかった。それが、これからは常にリタイアしていくため、それに応じてやる気のある担い手に農地を集積させようという国の制度があって、認定農業者や一定程度の能力とかスキルを持った人たちのところに農地を集積させるように進んでいるということです。その辺は、後で県の担当の方に聞くと、色々な制度を盛りだくさんに教えてくれるだろうと思います。

私の意見は、指標として認定農業者数等の数だけでは、皆さん分かりにくくなっていると思いました。そこでいくつか新たな施策も追加しなければいけないのかなと思うのが、一つは新規就農者の平均年齢です。新規就農者といっても、どれぐらいの若い人たちなのかとか、それから、さっきあったように、5年たって何人やめているのだとか、何割残っているのだという、そういうのも加えたらいいと思います。

最近、ある人の意見で面白いと思ったのは、例えば農業法人の数、法人の数だけではなくて、実は法人の経営者の年齢であったり、法人の従業員の数、また従業員の平均年齢、こういったものが、実はその地域の

生産の活力を示す指標になるのではないかとわれ始めています。是非それも検討していただければと思います。

それから、T P Pとか食料・農業・農村基本計画の見直し、こういったものも反映させるべきだという意見について、確かにこの新生プランの中に書き込むのは、今、大幅な見直しをしない限り難しいでしょうが、各施策のところ、今後、T P P対策とか、それがどういう効果を与えているか、ないしは与えていないのかといったようなことは、それぞれの成果の中に、さっきの要因の中に盛り込んで、きっちりと反映できるのではないかというふうに思います。是非それもお願いしたいということです。

あと、お願いですが、新生プランの26ページにエネルギー関係の話で、「多様な人が集う、いきいきとした活力ある農山漁村」という小項目の中に、再生可能エネルギー生産の導入が図られて、エネルギー利用とか雇用等によって農山漁村が活力に満ちているという姿を描いています。確かに今回も木質バイオマスとか、小水力発電とかメタン発酵とか、色々やっています。やっているけれども、これが農村の活力にどう関係しているのですかと、雇用は生まれていますかというようなこと、そこが実は一番大事ではないかと思っております。

つまり、ほとんど盛り込まれている今日の重点プロジェクトも産業政策なのです。産業政策として、先ほど佐藤さんがおっしゃったように、これからある程度一定の所得を得られるような経営体になるためには、土地を集めなければいけない、施設園芸等で膨大な投資をしっかりと返しながら収益も得なければいけない。こういう姿を進めていったときに、少数の担い手が農村では残るけれども、他の人たちはどうなるのですかということ。他のリタイアした人たちの暮らしとか、そこを農村の中できっちりと働けるところを作る、そういう姿にするためにどういうものが必要なかということで、再生可能エネルギーとかを積極的に導入して、その人たちの雇用の受け皿というものを作り出してはどうですかということだったかと思います。そういった点がどうもぼやけてしまっているかなというふうに思います。

これは再生可能エネルギーだけではなくて、今後の農村の中で、福島も全国もそうなのですけれども、ケア産業とかこういったものを生み出して雇用していくという姿を描く必要があると思います。その点も後で検討していただければと思います。

あと、たぶんこれから一番重要になるのは、先ほど降矢さんがおっしゃった食農教育とか食育とか学校給食、ここに地場の食材を取り入れていくことは本当に大事です。だけど、なかなか色々な都道府県で現実的には進まないという問題もあります。

それと同時に、この新生プランの中にも書いていたと思うのですが、

結局は福島の農業とか福島の農産物、このファンをどれだけ増やすかと、それは現時点のファンだけではなくて次の世代のファンをどうやって作っていくかというのが一番大切なポイントだろうと思います。結局、小さいうちから福島の魅力をきっちり、頭だけではなくて、体、肌で感じられる、そういう人、人材とか若い世代、ここをどうやって作り出すかという意味では、食農教育などが一番大切だと思います。

その際に、以前、国は、農山漁村子ども交流プロジェクト、文科省と総務省と農水省の3者でそういったプロジェクトで子どもにきっちり農山漁村の魅力を伝えようと取り組んでいましたが、これが頓挫している。頓挫しているのは、財政問題もあるのですが、であったら、福島は福島なりの財源を生み出してそういうのをやるとかというようなことも今後はやはり検討したほうがいだろうと思います。47都道府県の中でどこが一番そこを積極的にやっているかというのが、これから一番、都道府県で競争をしてほしいなと思うところなのですが、これにいち早く成功する福島が、福島ってやっぱりいいねと言われるのを期待しています。

以上です。

中央会遠藤部長

関連して質問なのですが、先ほど伊藤先生からもあったように、資料3-1の19ページにメタン発酵による小規模試験プラントという記載があります。恐らく地域循環型を考えて、例えば地域でメタン発酵する作物を作ったり、ここに書いてある作物残桿とか色々あると思うのですが、もう少しこの会議で言えるような範囲で具体的なことをもう少し教えていただきたいと思います。

以上です。

岸 委 員

資料3-2の7ページ、イノベーション・コースト構想なのですが、今年度、来年度が「各プロジェクトの立ち上げ」、「国への要望・提案・折衝」となっていますが、その中身がどうなっているのかを教えてください。

私からは以上でございます。

議 長

そうしますと、今出されたものの多くは意見ということですので、そのように処理させていただきます。その上で、2点ほど御質問がありましたので、もしお答えが可能であればしていただいたほうがいかなと思うのですが、1つはイノベーション・コースト構想です。

農林企画課長

それでは、イノベーション・コーストからお話をしたいと思います。

8つのプロジェクトを掲げておりまして、水稻、畑作、施設園芸、花、

畜産、C L T等の林業、水産の研究拠点、あとはアシストスーツなどの作業支援という部分を8つプロジェクトとして掲げております。

現在、8つのプロジェクトを全部一度に進めるわけにはいかないものですから、国に財源確保をお願いしておりまして、特にGPSを使った無人のトラクターでありますとか、草刈りロボットですとか、アシストスーツとか、そういったロボット技術の推進と、あとは水産研究拠点の整備について、現在、概算要求で要求をしていただいているという段階です。

農林地再生
対策室長

農林地再生対策室、柏倉と申します。

御質問のございました再生可能エネルギーのメタン発酵関係ですが、平成25年に各市町村で避難指示区域等において今後どんなものを作っていくかという議論の中で、再生可能エネルギーに使えるような資源作物の生産はどうかという関心が高まっているということから、25年の12月に避難指示区域における資源作物の生産なり、そのエネルギーに関する方針を策定いたしまして、色々な事例研究なり、メタン発酵をはじめとした5つの技術について、経営的あるいは技術的な検証をしてきたところ です。

その5つの技術は、残渣の処理等多くの課題を持っており、なかなか難しい状況ではございます。しかし、19ページにもお示ししてありますが、川俣町におきまして、国の研究機関でメタン発酵の実証研究がなされているということで、県としては、農業総合センターの研究者もそこに参画させまして、栽培実証などを行って生産性などの栽培データの蓄積を行ったり、あるいは、関心のある市町村の方々と一緒に資源作物のエネルギー化の勉強会を開催して、情報共有なり意見交換をしているところ です。

今後色々な情勢の変化などもございますので、そういったところの情報収集なり、作物生産の可能性なども引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議 長

まだ皆さん、たくさん御意見、御質問等あるかと思いますが、予定の時間を超えておりますので、これで1の「福島農林水産業振興計画の進行管理について」は終了させていただきます。

なお、何かまた御意見、要望等があれば、直接、事務局等にお寄せいただければいいのかなと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長

それでは2の「その他」、報告事項といたしまして「農業・農村の動向等に関する年次報告」について事務局のほうから簡単にお願いたし

ます。

農林企画課長

それでは、資料4-1と4-2を御覧いただきたいと思います。時間も限られておりますので4-1だけで説明をさせていただきます。

農業・農村の動向等に関する年次報告、平成26年度の内容についてまとめたものです。資料4-2がその報告書で、福島県農業・農村振興条例第20条に基づいて、農業・農村の動向及び農業・農村の振興に関して講じた施策を取りまとめて県議会に報告することになっております。

年次報告の構成といたしましては、「Ⅰ 平成26年度の施策の推進」ということで、このふくしま農林水産業新生プランに基づき講じた施策を取りまとめて報告しております。

「Ⅱ 農業・農村の動向」については、先ほど一部、説明をいたしました。本県の概要、県全体の動向、地方の動向、農作物等の気象災害について整理したものです。なお、その後には、主な取組や出来事をトピックスとして記載しているところです。

「Ⅲ 農業・農村の振興に関して講じた施策」ということで、大きく2つあります。1つは、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害からの農業再生に向けた取組ということで、この取組を特集として記載しております。また、2つ目はふくしま農林水産業新生プランに基づく取組ということで、先ほど説明いたしました重点戦略ごとに26年度の取組を整理して記載しているところです。中身の説明については割愛させていただきます。

議

長

もう既にこの部分についても御意見をいただいていると思いますので、報告ということにとどめさせていただきたいと思います。

その上でなお何かございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

特にないということで、これで今日の議事については終わりたいと思います。

今日様々な御意見が出されました。かなり辛口のコメントもございましたけれども、これは福島県の農業・農村、これを本当に震災の復旧・復興から再生させるために皆さんが熱心に御意見していただいた、その結果だろうと思っております。具体的な提案もございましたので、是非次期の計画、次期の進行管理で生かしていただければと思います。

それでは、最後に部長から何かございましたらお願いしたいと思いません。

農林水産部長

本日は、お時間を超過してまで熱心な御議論、御意見、ありがとうございました。

議論の中心の一つございました農林水産業新生プランの進捗について、そもそもプランそのものが大きな方向性をここで御議論いただいて、我々の毎年度の予算編成等に活用させていただくものと考えております。

ただ、方向性だけで、5年、10年単位で新しい計画に見直すだけでは、なかなか最近の状況を踏まえた形になりきらないということもあって、指標というものを掲載させていただいて、それに基づいて進行管理をさせていただいています。だいたいが県の他の部局におきましても似たような進行管理をさせていただいているところです。

おのずと限界が出てくるのは十分承知の上ですが、本日いただきました御意見の中で、我々、反省しなくてはならないと思っておりますのは、どうしても計画を作るときに抽出します指標は、一番分かりやすい定量的な指標になりますが、我々説明する側に、その定量的なものの位置付けを御説明すればいいのだという、そういう気になってきたきらいはあろうかと思えます。

今後、毎年進行管理させていただく中で、もう少し定性的な分析も踏まえた形での御説明を心がけるようにさせたいと思っておりますので、本日は本当に貴重な御意見をありがとうございました。

それからもう一点、なかなかこの場ですぐお答えできない貴重な御意見がたくさんございました。ちょうど今、我々、来年度の県の当初予算編成を財政当局とやっているところでございます。本日いただいた御意見も踏まえまして、より本県農業・農村をしっかりと復興できるような、そういう施策の展開につなげてまいりたいと思っておりますので、この場以外でも有用な御意見がございましたら、何なりと我々の担当のほうまでお寄せいただければと思います。

本当に今日はありがとうございました。

議長 それでは、以上で本日の議事を終了し、議長の職を終わらせていただきたいと思えます。御協力、ありがとうございました。

司会 千葉会長、ありがとうございました。委員の皆様には、長時間にわたり熱心に御審議いただき誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、平成27年度福島県農業振興審議会を終了させていただきます。どうも、皆さんありがとうございました。

平成27年度福島県農業振興審議会 出席者名簿

福島県農業振興審議会委員

所 属	役 職	氏 名	備 考
福島県農業振興審議会	会 長	千 葉 悦 子	
〃	副 会 長	伊 藤 房 雄	
〃	委 員	鈴 木 理	
〃	委 員	川 上 雅 則	代理：遠藤康浩 農業対策部長
〃	委 員	櫻 田 浩 二	
〃	委 員	岸 秀 年	
〃	委 員	高 林 きくみ	
〃	委 員	小 森 貞 治	
〃	委 員	佐 藤 直 美	
〃	委 員	中 村 啓 子	
〃	委 員	平久井 信 子	
〃	委 員	降 矢 セツ子	
〃	委 員	松 本 順 子	
〃	委 員	横 田 純 子	
〃	委 員	横 田 祐 子	

福島県

所 属	役 職	氏 名
農林水産部	部 長	小 野 和 彦
〃	技 監	大 谷 秀 聖
〃	食産業振興監	橋 本 典 男
〃	次長(農業支援担当)	佐 藤 清 丸
〃	次長(生産流通担当)	谷 井 彰
〃	次長(農村整備担当)	須 田 博 行
〃 農林総務課	部参事兼課長	坂 井 信 一
〃 農林企画課	課 長	天 野 亘
〃 農林技術課	課 長	佐 川 積 成
〃 農業振興課	課 長	二 瓶 卓
〃 農林地再生対策室	室 長	柏 倉 一 司
〃 農業担い手課	課 長	大 竹 浩 二
〃 環境保全農業課	課 長	沢 田 吉 男
〃 農業経済課	課 長	山 口 浩
〃 農産物流通課	課 長	金 子 達 也
〃 水田畑作課	課 長	芳 見 茂
〃 園芸課	課 長	松 村 正 彦
〃 畜産課	課 長	伊 藤 純 一
〃 水産課	課 長	河 合 孝
〃 農村計画課	課 長	菊 地 和 明
〃 農村振興課	課 長	渡 部 幸 英
〃 農村基盤整備課	課 長	森 口 康 弘
〃 農地管理課	課 長	野 内 芳 彦
〃 森林計画課	主 幹	丹 治 俊 宏
〃 林業振興課	課 長	飯 沼 隆 宏
〃 県北農林事務所	所 長	後 藤 庸 貴
〃 県中農林事務所	所 長	浅 野 裕 幸
〃 県南農林事務所	所 長	桃 井 栄 一
〃 会津農林事務所	所 長	佐 藤 新 太 郎
〃 南会津農林事務所	所 長	加 藤 政 樹
〃 相双農林事務所	所 長	小 島 重 紀
〃 いわき農林事務所	所 長	松 本 登
〃 農業総合センター	所 長	小 卷 克 巳